

## 訪問看護サービスで安全で安心な在宅での生活

点滴や吸引など病院で行われる治療が必要な状態でも、「住み慣れた我が家で過ごしたい」。そんな思いを抱いたときは、訪問看護をご活用ください。

| 主なサービス内容  |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p><b>寝たきり防止、生活動作が維持・向上するよう支援します！</b></p>  <p>歩行・食事・排泄など生活動作の訓練などを行います。</p> | <p><b>本人の状態に合わせた看護を行いながら、病状の観察をします！</b></p>  <p>皮膚の状態観察・入浴介助などを行います。</p> | <p><b>医師と連絡をとり、必要な医療処置などのお手伝いをします！</b></p>  <p>医師などと連絡をとり、体調管理のため、血圧・体温測定、吸引・注射や床ずれの手当などを行います。</p> | <p><b>介護に関する相談に応じます！</b></p>  <p>介護方法や、介護用品の利用、介護に関する不安などの相談に対応します。</p> |

○訪問看護サービスは、介護保険や医療保険を使い利用できます。

○患者さんの人権、プライバシーの保護を厳守します。

○訪問看護事業所の契約は、個人契約です。

### サービス利用の流れ

**相談・利用の検討** **無料**

**まずは、相談してください**  
(相談先)

- かかりつけ医
- 訪問看護ステーション(近隣)
- 地域包括支援センター
- 千葉県看護協会の電話相談

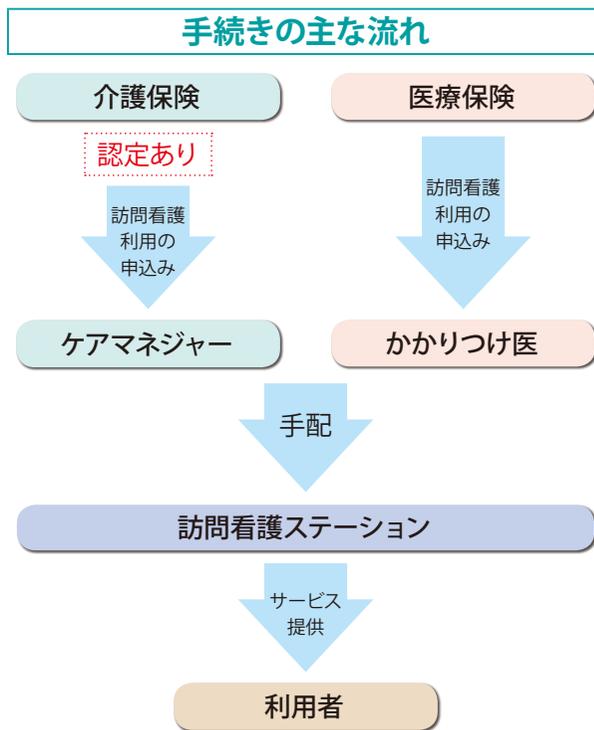
**TEL 043-245-0025**

入院している場合：医療相談室または看護師

**インフォメーション**

千葉県看護協会では、訪問看護に興味のある看護師を対象に、就職等のご相談を適宜受け付けており、研修会なども行っております。ぜひお問い合わせください。

(公社) 千葉県看護協会  
TEL 043-245-1712  
<http://www.cna.or.jp/>



**お問い合わせ** 千葉県健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室 TEL 043-223-3877

## 梅毒患者が増加しています

### 【梅毒とは】

梅毒トレポネーマが感染しておこる性感染症です。

梅毒は、近年、全国で増加傾向にあり、2016年は県内でも感染症法が改正された1999年以降最多の140件が報告されました。

### 【感染経路は】

性行為(性器と性器、性器と肛門、性器と口の接触)など感染部位と粘膜や皮膚との直接接触により感染します。

### 【症状等】

初期(感染後数週間～数か月)には、感染部位にしこりが生じるほか、体全体に赤い発疹(バラ疹)が見られることがあります。消えることがあります。

治療しないまま数年経過すると、心臓や血管、脳などに病変が生じ、死亡することがあります。

また、妊婦が感染すると胎児に感染し、死産や障害の原因(先天梅毒)となります。

### 【予防方法】

感染部位と粘膜、皮膚が接触しないようにコンドームを使用することが予防方法となりますが、コンドームに覆われていない皮膚との接触で感染することがあります。

### 【治療】

治療には抗菌薬を使用しますが、病期により治療期間は異なります。医師が治療を終了とするまでは、確実に治療を受けましょう。また、パートナーも感染している可能性が高いため、必ず一緒に検査を受け、感染が認められた場合は一緒に治療を行うことが大切です。

### 【検査を受けましょう】

梅毒やHIVなど多くの性感染症は、症状が軽いことが多く、感染していることを自覚していない場合もあります。

県の健康福祉センター(保健所)では、無料・匿名でHIV検査と同時に梅毒検査を受けることができますので、お気軽にお問い合わせください。

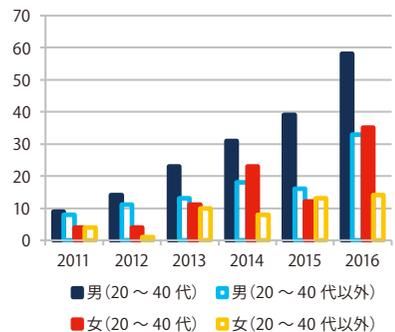
**お問い合わせ 千葉県健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2691**

梅毒発生状況  
(感染症発生動向調査結果)

|       | 全国   | 千葉県 |
|-------|------|-----|
| 2015年 | 2697 | 80  |
| 2016年 | 4559 | 140 |

2017年3月現在

2011年～2016年  
千葉県年別・性別・年代別梅毒発生状況



## 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」 6/20～7/19 薬物乱用防止普及運動実施期間

覚せい剤や大麻、危険ドラッグなど、薬物の乱用問題は世界的な広がりを見せ、人類が抱える深刻な社会問題の一つとなっています。

これらの薬物には依存性があり、使用すると自分の意思ではやめられなくなります。また、使用をやめた後も体や心に重大な問題が残る場合が多くあります。

千葉県では、一人ひとりの薬物乱用問題に対する認識を高め、薬物乱用防止を一層推進するため、6月26日の「国際麻薬乱用撲滅デー」にちなみ、県内各地で街頭キャンペーンを行います。

皆さんも薬物の危険性を正しく認識し、薬物乱用を許さない社会環境づくりにご協力をお願いします。

**お問い合わせ 千葉県健康福祉部薬務課 TEL 043-223-2620**